

## S市水道事業の第三者委託に関するヒアリング結果

【項目-1】 第三者委託等の外部委託を実施することになった経緯について	
平成16年度の外部委託開始から現在実施中の第三者委託・包括委託に至る経緯、委託開始のキッカケ	平成14年の水道法改正において、第三者委託制度が創設されたのを機に、17年度策定の「市集中改革プラン」、18年度策定の「S市水道ビジョン」で持続可能な水道経営の基盤強化(技術者の確保等含む)のために、現行の運営体制を見直し民間への積極的な業務委託を検討すべきところが推進のきっかけになった。 当時、水道部内に「第三者委託包括委託検討委員会」を立ち上げ、課題、問題点やその対応策の議論を行った結果、技術基盤の確保や財政的なメリットを得られるとの認識にたち第三者委託導入の結論に至った。
【項目-2】 外部委託の導入および拡大に向けた検討体制、検討期間について	
外部委託の導入および拡大に向けた準備・検討期間および内部体制(外部(有識者・コンサルタント等)支援等の有無)等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 導入については、約2年半の検討期間を要しており、部内に「第三者包括委託検討委員会」を立ち上げ、また、有識者、地域の代表者からなる「水道事業運営委員会」の場で議論している。その後、委託を拡大しているが、検討期間は約1年半、上記同様「水道事業運営委員会」の場で議論している。</li> <li>■ 給水人口6万人程度の自治体が将来にわたり持続可能な給水サービスを考えたときに、技術基盤の確保等をする事ができるのか、危機管理意識をもつことが必要と考える。</li> </ul>
【項目-3】 外部委託の導入および拡大に向けた合意形成等について	
外部委託の導入および拡大に向けた事業体および市内部での合意形成、市民等への情報公開(説明責任)について	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 部内では「第三者包括委託検討委員会」において協議し、有識者、地域の代表者からなる「水道事業運営委員会」で議論している。また、市広報誌、公共施設の掲示板、ホームページ等で情報を公開し、パブリックコメントを実施し広く市民の声を聴いている。</li> </ul>
【項目-4】 参考とした先行事例、手引き等の文献について	
外部委託の導入および拡大の検討に際し、参考とした公民連携先行事例や手引き等の文献について	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第三者委託等の先進事業体へ職員を派遣し先進地事例の調査を行っている。</li> </ul>
【項目-5】 契約の評価手法について	
(1) 評価方法について・・・評価の頻度・時期、具体的な項目・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 委託業務の評価の内容は、年間総合評価として、月間業務、品質(業務内容)、業務改善提案の3項目により行っており、現段階では暫定的なものとして扱っている。</li> <li>■ 月間業務評価は、月に1度行っており、内容について妥当と考えているが、品質の項目については改善の余地があると感じている。</li> </ul>
(2) 評価体制について・・・内部あるいは第三者による客観的な評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水道技術管理者である担当課長と監視業務を行っている職員2名の計3名で評価を実施している。</li> <li>■ 委託業務の管理監督をしている者が評価を行っているため体制は妥当といえるが、評価を実施する上では浄配水場施設の運転管理のノウハウも必要なため人材育成が課題であるといえる。</li> </ul>
(3) 契約におけるペナルティーおよびインセンティブ項目の設定およびその適用状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ペナルティー項目として、改善通告、改善計画書の変更、委託料の支払停止、総括責任者等の交代要求等定めている。</li> <li>■ インセンティブに関しては設定していない。</li> <li>■ なお、現状ではペナルティー項目の適用実績はない。</li> </ul>
(4) 評価結果の公表方法・・・透明性確保に向けた結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ホームページ上で評価結果を公表している。</li> </ul>

<b>【項目－6】業務範囲設定の考え方について(性能発注と仕様発注について)</b>	
実施中の第三者委託における仕様発注と性能発注範囲設定の考え方について	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第三者委託(性能発注)の範囲は、政令に基づく委託基準を踏まえ委託対象施設での運転事故等の悪影響を遮断できる範囲として、取水施設、導水管、送水管、浄水場、配水場を対象としている。</li> <li>■ また、旧簡易水道事業地域においては、上記に加え配水管の維持管理として、漏水調査、漏水修理に限定して委託している。</li> </ul>
<b>【項目－7】内部の人材育成と技術継承について</b>	
人材育成および技術継承の考え方と第三者委託との整合等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日々の業務の中で技術の継承をしているが、委託業務の監視をする上で浄水技術の知識や技能も必要なことから人材育成に課題があると感じている</li> </ul>
<b>【項目－8】第三者委託等で確認されている効果や現状の課題について</b>	
第三者委託等の外部委託の実施で確認されている効果や現状の課題について	<p>《確認されている効果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 部内の組織体制見直しによる人件費の削減やコスト削減が図られた。(コスト削減)</li> <li>■ 受託者の技術力により技術基盤の確保が図られた。(技術継承)</li> </ul> <p>《現状での課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 浄配水場施設の運転管理業務を熟知し、受託者を的確に指導および監督できる監視要員の育成および確保が課題である。(モニタリング体制の確保)</li> </ul>
<b>【項目－9】今後の更なる公民連携について</b>	
公民連携の拡大(PFI, DBO 等含む)等の予定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ PFI、DBO等の予定はない。</li> </ul>
<b>【項目－10】日本水道協会への期待すること</b>	
水道の公民連携推進に向け、日本水道協会に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公民連携がさらに広まるように、広報誌での先進事例報告や小さなブロック毎での研修会等を数多く精力的に実施することでPRを行っていただきたい。《公民連携啓発・PR活動の実施》</li> </ul>